

富山県農山村振興対策委員会次第

平成28年2月25日（木）

午後2時～4時

富山県民会館702号室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 富山県中山間地域活性化指針（案）について

資料1-1、2、3

(2) 富山県山村振興基本方針（案）について

資料2

(3) 日本型直接支払制度の実施状況について

資料3

① 中山間地域等直接支払制度

資料3-①

② 多面的機能支払制度

資料3-②

③ 環境保全型農業直接支払制度

資料3-③

(4) 農村環境創造基金事業の実施状況について

資料4

(5) 平成28年度農山村振興対策の概要について

資料5

(6) その他

4 閉 会

富山県農山村振興対策委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
うえの かずえ 上野 和枝	ブルーベリーと山の幸いなかふれさか Cafe風楽里 店長	
えじり みさこ 江尻 美佐子	(一社)モリビオ 森の暮らし研究所 代表理事	
おおた きよし 太田 清	富山県農業信用基金協会 専務理事	
かわい せいいち 川合 声一	日の出屋製菓産業(株)会長	
こばやし ゆきこ 小林 由紀子	米工房ジャスミン 代表	
さかい とみお 酒井 富夫	富山大学研究推進機構 極東地域研究センター 教授	
さかた みつふみ 坂田 光文	元県議会議員	
たきもと ひろし 瀧本 裕士	石川県立大学生物資源環境学部 環境科学科 教授	
なかたに しんいち 中谷 信一	元(財)利賀ふるさと財団理事長 観光庁 観光カリスマ	
はせがわ ゆみ 長谷川 由美	NPO法人アイ・フィール・ファイン 理事	
まえだ まさみ 前田 雅美	(有)アグリワン 藪波総合農場	
みずの ようこ 水野 洋子	元北日本放送副部長 フラワーディレクター	
やまだ たけし 山田 健	タックス総研 代表社員税理士	

(委員任期:H27.4.1-H29.3.31)

富山県農山村振興対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 農林水産部が所管する施策の実施状況の評価等について、意見を聴くため、「富山県農山村振興対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 中山間地域等直接支払制度に関する事
- (2) 多面的機能支払制度に関する事
- (3) 環境保全型農業直接支払制度に関する事
- (4) 農村環境創造基金事業に関する事
- (5) その他、農山村の振興に係る施策に関する事

(組織)

第3条 委員会は15名以内で組織する。

- 2 委員は農業団体等の利害関係者を除く者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。なお、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会議を進行する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会に係る庶務は、農林水産部農村振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。